

第8期 みやぎ高齢者元気プラン

(令和3年度～令和5年度)

高齢者が 地域で 自分らしい生活を 安心して送れる社会

宮城県高齢者福祉計画
介護保険事業支援計画



©宮城県・旭プロダクション

宮 城 県

令和3年3月

宮城県長寿社会憲章

みんなでつくる みやぎの長寿社会

わたくしたち県民は、生きがいのある人生を送るために、自立の心を持ち、敬愛の精神でひとりひとりを大切にしながら、それぞれの役割を果たし、人間愛と活力に満ちた、みやぎの長寿社会を築くことを誓い、この憲章を制定します。

わたくしたち県民は

- 一 心身の健康づくりに努め
進んで生きがいのある人生をつくります
- 一 時代の動きを見つめながら
自ら学習にはげみ 社会の発展に努めます
- 一 ともにいたわりあい 明るく
うるおいのある家庭をつくります
- 一 地域活動へ参加し 世代の交流を深め
ともに生きる地域社会をつくります
- 一 お互いの知恵 経験 技能を大切に
社会にいかす機会と場をひろげます
- 一 歴史と風土で培われた伝統を継承し
個性豊かな文化の創造に努めます
- 一 自然を愛し 安全で住みよく
やすらぎに満ちたふるさとみやぎをつくります

〈昭和63年9月20日制定〉

計画策定にあたって



東日本大震災から10年が経過し、復旧・復興に向けて取り組んできた結果、ハード面の整備は収束しつつあり、今後はソフト面を中心に被災地の実情に応じた中長期的な対応が必要となっております。また、今後、宮城県の人口は本格的な減少局面を迎える一方、高齢者人口は増加していくことが想定されます。少子高齢化の進行、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害等による社会情勢の変化に直面する中、「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことができるよう、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を示し、必要なサービスの確保に取り組んでいるところです。

こうした中、宮城県では、令和3年度からの3年間を計画期間とする「第8期みやぎ高齢者元気プラン」を策定しました。高齢者が、地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進し、高齢者を主体にしながら、将来、障害のある人や、子どもも視野に入れた共生社会を目指してまいります。また、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、介護人材の確保・養成・定着を図るために、ダイバーシティを推進する必要があるため、週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを三つの柱として、各種事業に積極的に取り組んでまいります。さらに、特別養護老人ホームや在宅サービス拠点の整備、施設を開設する事業者の支援を行うとともに、フレイル高齢者や要支援認定者の重度化予防の推進、認知症地域ケアの推進等を継続して進めてまいります。

この計画の基本理念である「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」が実現できるよう、皆様と一丸となって取り組んでまいりますので一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 「新・宮城の将来ビジョン」との関係	7
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	8

総 論

第1章 基本的な考え方

第1項 計画の理念と目標	10
第2項 目指すべき社会の姿	11
第3項 施策体系	12
第4項 目標値	13
第5項 高齢者福祉圏域	14
第6項 市町村支援に関する県の目標とその取組	15

第2章 データで見る県内高齢者の現状

第1項 県内高齢者の現状

1 高齢化の進行状況	18
2 介護保険における被保険者数の推計	22
3 要介護者等の状況	22
4 高齢者世帯の推移とその構造	23
5 高齢者の住居状況	24
6 高齢者の就業状況	25
7 高齢者の地域活動への参加状況	26

第2項 介護保険サービスの現状

1 介護サービス提供基盤の整備状況	28
2 介護保険サービスの利用状況	29

各 論

第1章 みんなで支え合う地域づくり

第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

1 地域包括ケア体制の充実	36
2 多職種連携体制の構築・推進	38
3 介護家族の支援	42

第2項 地域支え合いと介護予防の推進

1 支え合う地域社会づくり（1）	44
1 支え合う地域社会づくり（2）	46
2 地域支え合いの推進	48
3 介護予防の推進	52

第3項 安全な暮らしの確保

1 感染症への備え	54
2 大規模災害への備え	56
3 地域ぐるみの防犯・防災対策	58

4	交通安全の確保	60
第2章 自分らしい生き方の実現		
第1項 認知症の人にやさしいまちづくり		
1	認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり	64
2	正しい理解の促進と本人発信支援	66
3	早期発見・早期対応の促進、医療体制の整備	68
4	認知症ケアを担う人づくりと介護者への支援	70
5	認知症に適切に対応する地域づくり	72
第2項 生きがいに満ちた生活の実現		
1	高齢者が活躍できる活動の場づくり	74
2	いくつになっても働ける社会づくり	76
第3項 自分らしく生きるための権利擁護		
1	権利擁護のための取組	78
2	高齢者虐待の防止(1)	80
2	高齢者虐待の防止(2)	82
第3章 安心できるサービスの提供		
第1項 サービス提供基盤の整備		
1	在宅生活を支援するサービスの充実	86
2	施設サービスの充実	88
3	地域密着型サービスの推進	90
4	新たな住まいの確保	92
5	バリアフリーみやぎの推進(1)	94
5	バリアフリーみやぎの推進(2)	96
第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着		
1	多様な人材の参入促進	98
2	職員の資質向上	100
3	労働環境・処遇の改善	102
4	介護支援専門員の資質向上	104
第3項 介護サービスの質の確保・向上		
1	適切な介護サービスの確保(1)	106
1	適切な介護サービスの確保(2)	108
2	サービスの質の向上	110
第4章 介護保険サービスの基盤整備		
第1項	医療計画等との整合性	114
第2項	居宅サービスの見込量	116
第3項	施設・居住系サービスの見込量	118
第4項	地域密着型サービスの見込量	123
第5項	介護保険給付費及び第1号被保険者介護保険料の見込み	124
第6項	令和5年度の介護サービス提供見込量	125
第5章 介護給付の適正化に関する取組方針 (第5期宮城県介護給付適正化取組方針)		
第1項	介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等	128
第2項	第4期介護給付適正化取組方針の実施状況	130
第3項	第5期介護給付適正化取組方針の推進	136
第6章 推進編		
第1項	進行管理	142
第2項	計画推進における役割分担	143

資料編

構成事業一覧	146
策定経過	152
みやぎ高齢者元気プラン推進委員会委員名簿	154
圏域別データ	
第1項 仙南地域高齢者福祉圏域	156
第2項 仙台地域高齢者福祉圏域	160
第3項 大崎・栗原地域高齢者福祉圏域	164
第4項 石巻・登米・気仙沼地域高齢者福祉圏域	168

はじめに

1 計画策定の趣旨

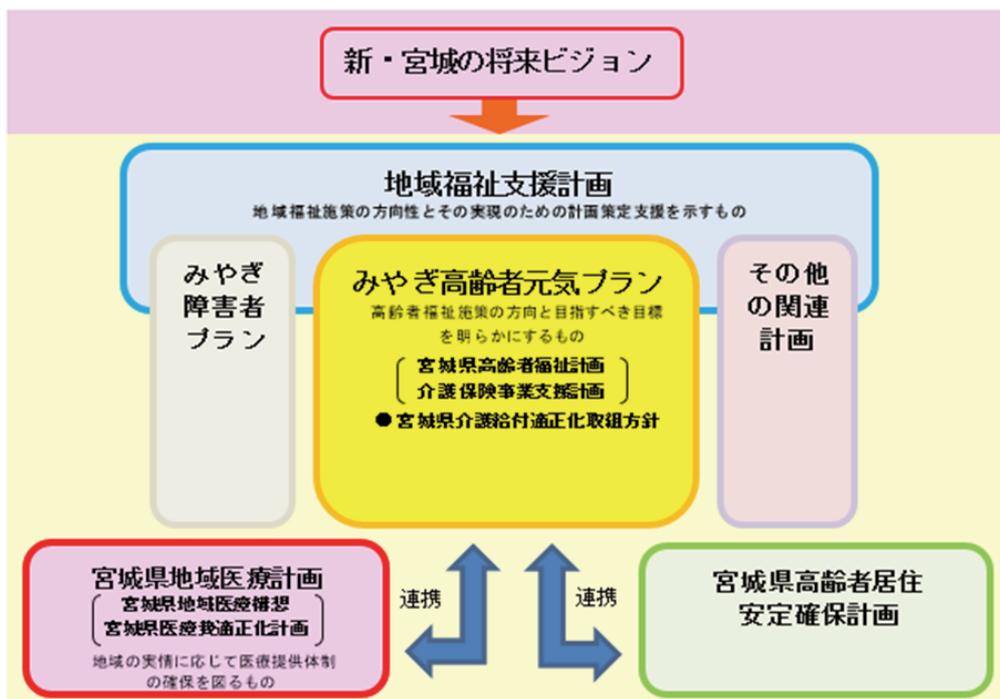
現在、本県の高齢者数は約63万8千人であり、要介護状態の方は約11万9千人、認知症の方は10万9千人から11万4千人と見込まれております。また、昭和22年から昭和24年に生まれた、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上になる令和7年（2025年）には、県内の高齢者数は約70万人、認知症の方は約14万3千人になると見込まれております。

県では、平成12年3月に「第1期みやぎ高齢者元気プラン」を策定して以来、社会情勢の変化や地域の実情等を踏まえ、3年ごとに見直し新しいプランを策定し、各種の高齢者福祉施策を推進してきており、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、令和3年から5年までの期間を対象に第8期高齢者元気プランを策定するものです。

今般、現行計画の「第7期みやぎ高齢者元気プラン」（平成30年3月策定）でも取り組んできた施策に加え、喫緊の課題である介護人材の確保や認知症対策、地域包括ケア体制の充実・推進、新型コロナウイルス等感染症対策などについて新たな施策を追加し、「第8期みやぎ高齢者元気プラン」を策定しました。この計画によって、県の高齢者福祉政策の方向性について明らかにするとともに、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

この計画は、県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の9）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」（根拠法令：介護保険法第118条）とを一体的に定めたもので、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、「地域福祉支援計画」や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図っています。



なお、県内市町村の「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において定める高齢者福祉サービスや介護サービスの目標量との整合性を図りつつ、県が持つ広域性を活かして、市町村による取組を支援する計画としています。

3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として定めています。

H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第7期みやぎ高齢者元気プラン											
			第8期みやぎ高齢者元気プラン								
						第9期みやぎ高齢者元気プラン					
									第10期みやぎ高齢者元気プラン		

4 「新・宮城の将来ビジョン」との関係

第7期みやぎ高齢者元気プランは、「宮城県震災復興計画（平成23年10月19日策定）」とともに、震災復興の基本に位置付け、本県の高齢者福祉の復旧と再生、更なる発展を目指し、県民の皆様とともに取り組んできました。

「新・宮城の将来ビジョン」は、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合されたもので、令和3年度を初年度とする10年間の計画となっており、第8期みやぎ高齢者元気プランは、同ビジョンの政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」のうち、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に関連する計画となります。

また、同ビジョンでは、「被災地の復興完了に向けたきめ細やかなサポート」として、「生活再建の状況に応じた切れ目のない支援」が取組分野の一つとして掲げられており、本計画においても必要な支援等の取組を推進することとしております。

はじめに

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、令和12年（2030年）を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、上記17のゴールのうち、主に「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」が関連しており、これらのSDGsの達成に向けて、市町村支援や各種事業の推進に取り組むこととしております。